

区役所窓口の案内



3月から4月は引っ越しの手続きなどで、区役所を利用する機会が多くなる時期。今の特集では、この時期に特に多く寄せられる質問についてお答えするとともに、区役所の窓口を担当別に案内します。

【お問い合わせ】区総務企画課広聴係 ☎861-2410

区役所の業務時間

月～金曜 8時45分～17時15分（祝・休日を除く）

※3月26日(水)～28日(金)、31日(月)～4月2日(水)は、住所変更の窓口などを19時まで延長します（本誌31ページ）。

質問①

引っ越しをすることになりました。住所変更の手続きはどうすればよいですか。

札幌市外へ転出する場合は、転出の届け出が必要です。住所が決まったら、お住まいの区役所で手続きをしてください。印鑑登録証をお持ちの方は、窓口に戻すか、ご自身で破棄してください。

市内で転居する場合は、

転出の届け出は不要です。新しい住所の区役所で転入の手続きをしてください。届け出をする方は本人確認書類（運転免許証など）を必ずお持ちください。

同じ世帯以外の方が届け出をする場合は、委任状が必要ですが、

福祉サービスなどを受けている方や子どもがいる方は、他に手続きが必要な場合があります。

4 3 2
【詳細】 戸籍住民課 ☎(861) 2

質問②

会社を退職しました。国民健康保険の加入手続きについて知りたい。

勤務先の健康保険などを脱退したとき、またはその被扶養者でなくなったときは、任意継続の方を除いて、左記のものを持参の上、必ず14日以内に届け出をしてください。

・本人確認書類（運転免許証など）

・勤務先などの健康保険脱退証明書

・世帯主が他の健康保険に加入している場合は世帯主の保険証

・預金（貯金）通帳、通帳使用印（保険料の納付は口座振替をお願いしています）

※退職証明書・離職証明書・辞令書などでは手続きをすることができませんのでご注意ください。

4 9 3
【詳細】 保険年金課 ☎(861) 2

引っ越しで出たごみについて

引っ越しなどで出た400ℓを超える「一時多量ごみ」は、自分で清掃工場などの処理施設に搬入するか、(財)札幌市環境事業公社に処理を依頼してください。「大型ごみ」のみの場合は、大型ごみ収集センターに申し込みをしてください（いずれも有料です）。

【詳細】 **ごみの分け方・出し方** 白石清掃事務所 ☎876-1753
一時多量ごみ (財)札幌市環境事業公社 ☎219-5353
大型ごみ 大型ごみ収集センター ☎281-8153

「市・道民税」の相談は市税事務所へ

市・道民税については、東部市税事務所にお問い合わせください。軽自動車税は、中央市税事務所が担当です。

【詳細】 東部市税事務所(厚別区大谷地東2 交通局本局庁舎) 納税課 (相談担当) ☎802-3913
市民税課 ☎802-3914
固定資産税課 土地 ☎802-3917・家屋 ☎802-3918
中央市税事務所(中央区北2 東4 サッポロファクトリー2 条館) 軽自動車税担当 ☎211-3076

